

築上町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業協力店舗に対する支援金 Q&A

Q1. 支援金の対象要件の考え方は？

A1. 考え方としては、クラスター感染等拡大防止のためであり、3密となり得る施設を対象としています。原則、福岡県が休業要請・協力依頼をした町内の施設を基本とし、また、町が必要と認める以下の施設も対象としています。

町内の食事提供施設(宅配専門店・テイクアウト専門店を除く)、ホテル・旅館、理髪店・美容室、鍼灸・マッサージ(エステサロン含む)、柔道整復、学習塾(生徒数10名以上)も対象になります。

なお、食事提供施設については、店舗内飲食は休業するが宅配、テイクアウトを行う場合も対象になります。

また、対象期間を追加した5月12日(火)から5月31日(日)までの休業については、店舗(自宅兼店舗も含む。)を有する各種サロン(ネイルサロン、まつ毛エクステンション、フット・ハンドマッサージ)も対象に拡充しています。

Q2. 5月7日(木)から5月11日(月)の間は、休業しなくてよいのか？

A2. 5月7日(木)から5月11日(月)の間は、追加措置の周知期間としており、休業の実施については、各事業主の判断によることとしています。

あくまでも、対象期間の5月12日(火)から5月31日(日)まで休業した場合が支援金の対象となります。

Q3. 5月31日(日)までに、休業要請・協力依頼が解除された場合は、どうなるのか？

A3. 休業要請・協力依頼が解除された場合は、その日までとします。

Q4. 町内に複数店舗を営んでいるが、支援金は20万円×店舗数もらえるのか？

A4. 2店舗以上ご協力いただく事業所には、40万円が上限額となります。

ただし、令和2年4月1日時点で営業許可等を取得している事業者が対象となります。

Q5. 営業時間短縮で営業したいが、対象にはならないか？

A5. 対象期間4月25日(土)から5月6日(水)まで、また、新たに対象期間5月12日(火)から5月31日(日)までを休業した事業者が対象となります。

時間短縮では、対象になりません。

Q6. 4月25日(土)から5月6日(水)まで休業し支援金の申請をしたが、引き続き5月12日(火)から5月31日(日)まで休業した場合、対象になるのか？

A6. 5月12日(火)から5月31日(日)まで休業していただければ対象になります。

Q7. 4月25(土)から5月6日(水)まで休業していなかったが、5月12日(火)から5月31日(日)まで休業した場合、対象になるのか？

A7. 5月12日(火)から5月31日(日)まで休業していただければ対象になります。

Q8. 申請方法は？

A8. 次の手順にて申請をお願いします。感染防止のため原則窓口申請は、ご遠慮ください。

- ① 築上町のホームページに掲載している申請書をダウンロード後記入・押印し、必要な添付書類(営業許可証又は確定申告書等の写し・預金通帳の写し・期間中休業をする旨の告知を店頭に貼付した写真)同封。
注)なお、ホームページよりダウンロードできない方は、築上町役場産業課商工係に申請書はございます。
- ② 築上町役場産業課商工係あてに郵送にて申請願います。
- ③ 4月25日(土)から5月6日(日)分の申請をした事業者は、添付書類の営業許可証又は確定申告書等の写し・預金通帳の写しを省略できます。(口座を変更する場合を除く)

Q7. 申請受付期間は？

A7. 以下のとおりとなります。

- ① 4月25日(土)から5月6日(水)までの休業に伴う申請期限は、5月8日(金)(消印有効)までとなります。
- ② 5月12日(火)から5月31日(日)までの休業に伴う申請は、5月12日(火)から6月3日(水)(消印有効)までとなります。

Q8. 申請から入金までの期間は？

A8. 申請順にできる限り早急に事務処理を行っていきます。

Q9. この制度を知ったのが対象期間の途中であったため、途中から休業しても対象になるのか？

A9. 対象にはなりません。

Q10. ダンススクール、空手、柔剣道等の教室を月謝をもらって教えている。許可証等ないがどうしたらよいか？

A10. 直近の年度の確定申告書の写しを添付してください。ただし、営業許可が必要な業種については、営業許可証の写しが必要です。

なお、対象となるのは、自己所有の施設又は月単位で借り上げている(月30日分の賃料を支払っている)施設で教室を行っている事業者です。(週のうち2回ダンスホールを借りて週2回相当分の賃料を支払って)ダンススクールを行っているなどは対象外になります。)

Q11. 今回の支援金の課税上の取り扱いは、どうなるのでしょうか？

A11. 今回の町の支援金について、現在、税務署に課税上の取り扱いを問い合わせしていますが、現在のところ未定とのことです。

今後、国の緊急経済対策による給付金等の取り扱いが決まれば、その後、県・市町の支援金等の取り扱いが決定されるとのことです。

Q12. 対象施設のホテル若しくは旅館は、全館休業しないといけないのか？宴会場等の部分だけで良いのか？

A12. 福岡県の休業要請を基本としています。

休業要請では、集会・展示施設のホテル又は旅館は、「集会の用に供する部分に限る」とされており、築上町も同様に、多数が集まる恐れのある集会・宴会等の用に供する部分を休業した場合を対象としています。